

日出町を転出される方へ

新しい住所に移った日から14日以内に、転入の手続きをして下さい。(14日以内に届出をしないと、過料に処せられる場合があります)

転入届に必要なもの

- ①転出証明書 ②マイナンバーカード(お持ちの方のみ)
 ③ “窓口に行く人”の本人確認のできる身分証明書(官公署発行の顔写真付きのもの、運転免許証、パスポートなど。)
 * お持ちでない場合は、住民生活課までご相談ください。

※マイナンバーカード、住民基本台帳カードは転出予定日から30日以内に転入手続きをしないと廃止になります。
 ※代理の場合は、委任状が必要です(同一世帯ではない家族が代理で手続きをする場合も必要となります)。

(Q1) 転出予定日や転出先を変更したときは？

(A1) 転出証明書をそのまま新住所地の市区町村役場に提出し、その際に変更後の住所を記載した転入届をして下さい。

(Q2) 転出を取り消すときは？

(A2) 転出証明書、本人確認のできる身分証明書(マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証など)を持参し、日出町役場住民生活課で取り消しの手続きをして下さい。

(Q3) 転出証明書を紛失したときは？

(A3) 本人確認のできる身分証明書(マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証など)を持参し、日出町役場住民生活課で再交付の手続きをして下さい。

(Q4) 国外へ転出するときは?帰国したときは？

(A4) 転出証明書は交付しません。マイナンバーカードを引き続きご利用を希望される場合は、転出予定日前日までに別途お手続きが必要です。
 住民票は消除されますので帰国したら転入届が必要です。
 帰国したときは、マイナンバーカード(お持ちの方)、パスポートを持って新住所地で転入届をして下さい(戸籍の附票が必要な場合もあります)。

主な手続き一覧

該 当 事 項		担当課	手続きの内容	
			日出町	新住所地
□	軽自動車、原付等	新館1階 税務課住民税係 TEL(0977) 73-3123	日出町ナンバーの場合 廃車の手続きをしてください。 【持参物】標識(ナンバープレート)、届出人の身分証明書	転出先で引き続き車両を使用される場合は、居住市町村へ日出町の標識(ナンバープレート)を返納し、居住地の標識交付を受けてください。
			大分ナンバーの場合 所轄の軽自動車協会または陸運局で標識や住所を変更してください。	
□	国民健康保険加入者	旧館1階 健康増進課 TEL(0977) 73-3133	国民健康保険証を持参して、窓口で手続きをして下さい。 届出には世帯主および対象者の個人番号(マイナンバー)が必要となります。 また、届出人の身分証明書(運転免許証など)を持参ください。	国民健康保険に加入する場合は新たに手続きをして下さい。 詳しくは新住所地にお問い合わせください。
□	後期高齢者医療該当者		後期高齢者医療被保険者証を持参して、窓口で手続きをして下さい。 県外転出の際は必ず負担区分証明書をお受け取り下さい。	保険証、負担区分証明書を持参し、改めて交付の手続きをしてください。
□	国民年金受給者		原則として手続きの必要はありません。	年金証書を持参して住所変更の手続きをして下さい。
□	国民年金加入者			手続きについて、詳しくは新住所地にお問い合わせ下さい。

※裏面もご覧ください※

該 当 事 項		担当課	手続きの内容	
			日出町	新住所地
□	印鑑登録をしている方	旧館1階 住民生活課 TEL(0977) 73-3122	窓口にて印鑑登録証をお返し下さい。 (転出予定日から印鑑登録証は使用できません。)	必要な方は、改めて印鑑登録の手続きをして下さい。
□	住民基本台帳カードをお持ちの方		有効期限が切れている場合は、 窓口にて住民基本台帳カードを返却して下さい。	有効期限内であれば、住民基本台帳カードを持参して住所変更の手続きをして下さい。
□	マイナンバーカードをお持ちの方		原則として手続きの必要はありません。 ※国外へ転出される方で、引き続きご利用を希望する場合は、マイナンバーカードを持参して転出予定日前日までに窓口で継続利用の手続きをして下さい。	マイナンバーカードを持参して(保持者全員分)住所変更の手続き及び、継続利用の手続きをして下さい。
□	小中学校の児童生徒の保護者		窓口にて学校異動届・学校にて転学の手続きをして下さい。 教育委員会(73-3157)での手続きが必要な場合があります。	転入学手続きは新住所地にお問い合わせ下さい。
□	子ども医療該当者	旧館1階 子育て支援課 TEL(0977) 73-3177	子ども医療受給者証を持参して、窓口で返納の手続きをして下さい。	保険証と印鑑を持参し、改めて交付の手続きをして下さい。
□	児童手当受給者		児童手当の消滅の手続きをして下さい。	受給者の保険証・通帳・印鑑を持参し、手続きをして下さい。 詳しくは新住所地にお問い合わせ下さい。
□	児童扶養手当 特別児童扶養手当		児童(特別児童)扶養手当の転出の手続きをして下さい。	旧証書・通帳・印鑑・マイナンバーを持参し手続きをして下さい。 詳しくは新住所地にお問い合わせ下さい。
□	保育園 認定こども園		窓口で退所の手続きをして下さい。 転出後も引続き同じ園に通う場合も退所の手続きが必要です。	転出後に保育施設を利用する場合は、新規の入所申込が必要です。 詳しくは新住所地にお問い合わせ下さい。
□	上下水道	旧館2階 上下水道課 TEL(0977) 73-3134	町水道を止める手続きをして下さい。 下水道の手続きも同時にできます。	新たに手続きをして下さい。 詳しくは新住所地にお問い合わせ下さい。
□	介護保険該当者	新館1階 介護福祉課 TEL(0977) 73-3136	窓口にて被保険者証をお返し下さい。要介護・要支援認定を受けている方は、お申し出ください。	改めて被保険者証の交付手続きをして下さい。 要介護認定を受けている方は要介護認定申請(14日以内)をして下さい。 14日を過ぎると無効になります。
□	町障害者 福祉年金受給者	// TEL(0977) 73-3126	資格喪失の手続きをして下さい。	日出町独自の事業になります。